

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：34419

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530056

研究課題名(和文) 衛生植物検疫協定にいう無害無病地域の紛争解決機能と活用に向けた総合的研究

研究課題名(英文) exploiting full potential of dispute settlement by establishing pest-free areas in the SPS Agreement

研究代表者

浜田 太郎 (HAMADA, Taro)

近畿大学・経済学部・准教授

研究者番号：00454637

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円、(間接経費) 990,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、WTO紛争処理手続の紛争事例を分析し、SPS措置の国際比較の重要性を明らかにした。SPS協定上努力義務たる措置の同等あるいは無害無病地域の設定に関する二国間交渉・合意とWTO紛争処理手続の関係を明らかにし、二国間交渉がWTO紛争処理手続への提訴に代わる紛争解決機能を有していることを示した。二国間交渉の結果としてもたらされる輸出国毎に異なる青果物の植物検疫制度が不必要に貿易を歪曲しており、その除去・最小化が途上国の農産物輸出拡大に重要であることを示した。二国間合意とWTO体制の緊張関係を解明し、その相互作用が国際経済法の断片化を防止していることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research highlights the importance of international comparison of SPS measures by case studies of the WTO dispute settlement mechanism. This also exploits the relationship between bilateral negotiations and agreements of equivalence and pest-free area and the WTO dispute settlement mechanism. It proves that the former plays a role of amicable settlement of a dispute which would be otherwise brought to the latter. It emphasizes the significance of correcting and preventing trade-distorting different SPS measures to some fresh fruits agreed by every exporting country in order to expand agricultural export of developing countries. This research finally elucidates the mutual relationship between the bilateral negotiations/agreements and the WTO. It concludes that mutual interactions between them prevent the fragmentation of the international trade law.

研究分野：国際法学

科研費の分科・細目：国際経済法

キーワード：植物検疫 SPS協定 無害無病地域

1. 研究開始当初の背景

(1) SPS 協定に関する先行研究は、これまでの紛争事例を分析して、リスクアセスメントに基づく SPS 措置の必要性や科学的根拠、適切な保護水準、SPS 措置の目的の正統性、輸出国と輸入国あるいは先進国と途上国の利害対立を分析した。

(2) SPS 協定 4 条に基づく SPS 措置の同等あるいは 6 条に基づく無害無病・低害低病地域の設定は、いずれも二国間合意に基づく自発的自由化措置（努力義務）に過ぎず、これらの詳細な研究を行うにしても二国間交渉・合意の情報公開が乏しく、リスクアセスメントが行われていない、公表されていない、英語で公表されていない、国際比較が困難な内容であるという理由で、その研究は困難であると考えられ、その包括的な研究は世界的に皆無であった。

(3) 他方で、WTO 紛争処理手続には多数の紛争が付託され、紛争処理の「法化」あるいは「司法積極主義」が指摘された。しかし、SPS 協定に関する紛争事例は少なく、その原因として、国際基準設定機関による国際基準の制定や SPS 委員会を通じた情報交換による紛争予防機能が指摘されていた。

(4) しかし、日本のリンゴ火傷病事件（WT/DS245）の事例において、二国間交渉が WTO 紛争処理手続への提訴に代わるあるいは提訴を回避する紛争解決機能を有していた。米国は、一方で WTO 紛争処理手続に対して日本の SPS 措置の必要性や科学的根拠について提訴し、勝訴した。しかし、他方で二国間交渉を通じて無害無病地域の設定によってその紛争の解決を図ったのである。

(5) すなわち、SPS 協定上自発的自由化措置（努力義務）に過ぎない無害無病地域の設定に関する交渉を促進させる梃として、WTO 紛争処理手続を用いたと考えられる。SPS 協定に関する紛争事例が少ない背景として、二国間交渉が WTO 紛争処理手続への提訴に代わるあるいは提訴を回避する紛争解決機能を有している（提訴に代わり輸出国の利益を実現する機能を有している）からであると考えられた。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、措置の同等あるいは無害無病地域の二国間交渉・合意が有するこうした紛争予防回避解決機能を明らかにすることを目的とした。

(2) このような機能の意義と限界を明らかにするため、青果物に関する植物検疫制度と輸入解禁に関する二国間合意に焦点を当て、それらの設定の背景を輸入国及び輸出国の双方の立場から研究することとした。

(3) 措置の同等あるいは無害無病地域は、途上国の農産物輸出の拡大に資すると考えられる。これらの二国間交渉に消極的な輸入国（日本やオーストラリア）の実行と紛争事例を比較研究した上で、これらの二国間交渉に

積極的な輸出国（インドや台湾）との利害対立の背景を分析することで、これらの紛争予防回避解決機能を学術的に解明するとともに、特に途上国の農産物の輸出拡大に資するように、すべての WTO 加盟国が合意可能なそれらの制度の在り方について政策提言を行うことを目的とした。

3. 研究の方法

(1) これまでの先行研究が着目してこなかった WTO 紛争処理手続の紛争事例を分析した。

(2) 青果物に関する植物検疫制度と輸入解禁に関する二国間合意に焦点を当て、このような二国間合意に消極的な輸入国（日本やオーストラリア）の実行と紛争事例を比較研究した。

(3) 措置の同等あるいは無害無病地域の設定に消極的な輸入国と積極的な輸出国との利害対立の背景を分析するために、台湾での現地調査を行った。

(4) これらの研究を背景に、これらの紛争予防回避解決機能を学術的に解明し、かつ、特に途上国の農産物の輸出拡大に資するように、すべての WTO 加盟国が合意可能なそれらの制度の在り方を研究した。

(5) その上で、こうした二国間交渉・二国間合意と多角的貿易体制の緊張・対立関係について、理論的に解明した。

4. 研究成果

(1) WTO 紛争処理手続における紛争事例を分析し、これまでの先行研究が着目してこなかった SPS 措置の国際比較の重要性を明らかにした。第 1 に、SPS 協定 5 条 5 項に基づき、保護水準の国際比較により、輸入国が設定した保護水準が不適切であると認定された事例がある。第 2 に、SPS 協定 5 条 6 項に基づき、SPS 措置の国際比較により、より貿易制限的でない SPS 措置が技術的あるいは経済的に可能な代替措置であると認定された事例がある。もっとも、SPS 措置の国際比較に限界がある。WTO 紛争処理手続では、特定履行が命じられることは稀である。加えて、上級委員会は、代替措置がすなわち実施措置でないことを再三説示している。すなわち、違反措置の撤廃は可能でも、特定の措置の導入・実施を義務付けられないのである。

(2) 青果物に関する植物検疫制度と輸入解禁に関する二国間合意に焦点を当て、このような二国間合意に消極的な輸入国（日本やオーストラリア）の実行と紛争事例を比較研究した。日本の農産物品種別試験事件（WT/DS76）の事例において、日本はパネル専門家が提案した吸着試験（全品種共通の CT 値あるいは品種追加時の吸着水準の検査）が当事国（米国あるいは日本）の主張ではないと上級委員会に上訴し認められ、吸着試験がより貿易制限的でない代替措置であるとのパネル認定が破棄された。しかし、日米で最終的に合意された実施措置は全品種共通の

CT 値の設定であった。日本のリンゴ火傷病事件 (WT/DS245) の事例とオーストラリアのリンゴ火傷病事件 (WT/DS367) の事例を比較すると、前者の実施パネルが成熟した無症状のリンゴの輸入を解禁することがより貿易制限的ではない代替措置に当たると認定した。しかし、後者の上級委員会は、成熟した無症状のリンゴの輸入解禁がより貿易制限的でない代替措置に当たるとのパネル認定を破棄した。しかし、オーストラリアとニュージーランドは成熟した無症状のリンゴの輸入により火傷病が伝播されるリスクは無視可能な水準であることを前提とした輸入解禁の二国間合意を結同行った。これらの事例では、違反事実・条文と実施措置が全く異なっている。つまり、WTO 紛争処理手続が措置の同等あるいは無害無病地域の設定にかかると二国間交渉を進める梃として用いられていると考えられた。また、日本はコドリンガの侵入を完全に防ぐ (完全に殺虫する) ため、コドリンガ発生国からの輸入リンゴに対して植物検疫措置をとっている。リスクアセスメントや WTO 紛争処理手続で明らかになった事実から、米国産、オーストラリア産 (タスマニア産のみ)、ニュージーランド産のリンゴの間で、オーストラリアに有利な形で大きな格差がある (オーストラリア産のみ燻蒸処理だけでよく、他の 2 国は燻蒸及び低温処理が義務付けられている)。同一病害虫に対し同一輸入国が輸出国毎に異なる SPS 措置を講じている事例である。リンゴは品種により低温処理に弱いため、近い将来に米国やニュージーランドが WTO 紛争処理手続を用いながら、オーストラリア並みに SPS 措置を緩和 (低温処理を撤廃) するよう二国間交渉を要求してくる可能性が考えられる。

(3) WTO 紛争処理手続と二国間交渉を比較した場合、解決あるいは合意までに要する時間は、パネルや上級委員会の報告等に期限が設定されているため、前者の方が短い。しかも、輸出国が負う立証責任に大きな差異が認められる。二国間合意における輸入国の立証責任は完全であるのに対し、WTO での申立国の立証責任は一応の立証である。例えば、後述の通り、日本の輸入条件は同一の病害虫であっても輸出国毎に異なる。WTO 紛争処理手続では、同一の病害虫であれば、同一の耐性であると輸出国が主張すれば、一応の立証を行ったことになろう。耐性が国毎に異なると立証するのは輸入国側であると考えられる。また、二国間交渉では立証のため過剰な証拠提出が要求され、オーストラリアに対する日本のリンゴ輸入解禁要請の事例では、日本側から青森県産リンゴのみの輸出に限定するよう要請した。にもかかわらず、二国間交渉・合意が選択されるのは、WTO 紛争処理手続を通じた解決 (実施措置) は他の輸出国が容易に知ることができ、最恵国待遇により他の輸出国も同一条件になるおそれがある。しかし二国間交渉・合意であれば他の輸出国を利さ

ない (自国だけで輸出国市場を独占可能である) からであると考えられる。

(4) 措置の同等あるいは無害無病地域の設定に消極的な輸入国と積極的な輸出国との利害対立の背景を分析するために、台湾での現地調査を行った。同一病害虫であっても輸出国毎に SPS 措置が異なるのは、保護水準が異なるすなわち許容できるリスクが異なるからと考えられる。しかし、同一病害虫に対し同一輸入国が輸出国毎に異なる SPS 措置を講じている事例が多数見られた。台湾産及び中国産生鮮レイシに対する日本の輸入条件はいずれもミカンコミバエ種群の侵入を完全に防ぐ (完全に殺虫する) ためのものであるが、台湾産に不利な形で大きな格差があり (蒸熱処理と低温処理の時間が長い)、台湾産生鮮レイシの品質低下の原因となっていた。オーストラリアの輸入条件は、同じくミカンコミバエ種群の侵入を完全に防ぐ (完全に殺虫する) ためのものであるが、中国産生鮮レイシに不利な形で大きな格差があった (台湾産生鮮レイシは低温処理のみであるのに対し、中国産生鮮レイシは低温処理と蒸熱処理の両方が必要とされていた)。こうした格差が不必要に貿易を歪曲していると考えられた。

(5) こうした歪曲を最小化あるいは除去すれば、途上国の農産物輸出の拡大に大きく寄与するものと考えられ、すべての WTO 加盟国が合意可能なそれらの制度の在り方について政策提言を行うこととした。

(6) 二国間交渉・二国間合意と多角的貿易体制の緊張・対立関係については、SPS 協定に限定せず WTO 協定全体を対象に広げ理論的に解明した。地域貿易協定の抵触規定、地域貿易協定上の WTO 協定の複製あるいは WTO 協定上の義務の確認遵守規定 (規範の重複) WTO 協定より高水準の自由化あるいは WTO 協定上義務付けられていない自由化に関する規定の意義を検証した。抵触しない限り地域貿易協定と WTO 協定が重層的に適用されていることを示した。また、裁判管轄権の競合については同一当事国、同一事項・措置につき異なる判決が出る可能性が高まっているが、相互に矛盾する判決は出ていない。むしろこれらの相互作用が地域貿易協定と WTO 協定の断片化を防止しているとの結論が得られた。

(7) 措置の同等及び無害無病地域に関する研究は、二国間交渉の情報開示が乏しく、当初予測していた以上に遂行が困難であった。また、日本の植物検疫制度がポジティブリスト方式に転換した、各国でリスクアセスメントが主要病害虫について未実施のまま放置されていた (明白な SPS 協定違反である) など、研究遂行に多くの困難があった。加えて、輸入国及び輸出国植物検疫当局、生産者、輸出者、輸入者ともにインタビュー調査の受け入れに難色を示した。ようやく中国文化大学の熊岡銓准教授との共同研究を開始し、2014 年 3 月下旬に、研究開始当初から予定してい

た台湾現地調査を完了した。海外現地調査が大幅に遅れたため、(1)～(5)の研究成果については、下記5. 及び の学会報告を踏まえて、今年中に英語論文として発表する予定で現在執筆中である。(6)の研究成果については、下記5. の学会報告を踏まえて、今年中に国際法外交雑誌に投稿予定で現在執筆中である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 3 件)

浜田太郎「植物検疫措置の国際比較-SPS 協定 5 条 5 項、5 条 6 項、2 条 3 項にいう比較または同一・類似の射程」国際経済法研究会、2014 年 4 月 18 日、明治大学

浜田太郎「植物検疫措置の国際比較」中国文化大学海外共同研究報告会(招待講演)、2014 年 3 月 26 日、中国文化大学(台北)

浜田太郎「WTO 協定と地域貿易協定の多元的法秩序 - いわゆる WTO プラスと裁判管轄権競合に対する評価を中心に」2013 年 10 月 13 日、グランシップ静岡

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

浜田 太郎 (HAMADA Taro)

近畿大学・経済学部・准教授

研究者番号: 00454637

(2)研究分担者

()

研究者番号:

(3)連携研究者

()

研究者番号: